

# 支部ニュース

2020年10月 No.563

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

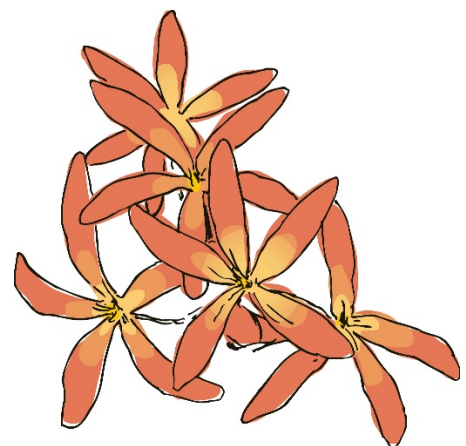
メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- |                                |       |    |
|--------------------------------|-------|----|
| ●安倍政権7年間8か月と菅政権との闘い            | 黒岩哲彦  | 1  |
| ●年金引き下げ違憲訴訟判決学習会               | 本田伊孝  | 5  |
| ●晴海選手村土地投げ売り住民訴訟               | 淵脇みどり | 8  |
| ●2020年「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」の報告 | 宮川泰彦  | 9  |
| ●新人紹介                          | 金子美晴  | 11 |
| ●10月30日(金)ソフトボール大会開催♪@夢の島野球場   | 中川勝之  | 12 |
| ●9月幹事会議事録                      |       | 13 |



# 安倍政権 7 年間 8 か月と菅政権との闘い

支部長 黒岩 哲彦

## はじめに—急落した安倍内閣の支持率

安倍首相の辞任は体調不良が理由ですが、安倍政権への国民の怒りと自公政権の行き詰まりが根本にあることは明らかです。メディア各社が行った 8 月の世論調査では、内閣の支持率は急落しました。毎日新聞は支持 34%・不支持 50%、読売新聞は支持 37%・不支持 54%、共同通信は支持 36%・不支持 49.1%、時事通信は支持 32.7%・不支持 48.2%でした。新型コロナウイルス感染拡大への政府対応について、時事通信では「評価しない」と答えた人は 59.6%で、「評価する」の 19.4%を大きく上回りました。

## 第 1 安倍改憲を阻止した—市民と野党の闘いの大きな成果

安倍晋三が執念を燃やしていた 9 条改憲など安倍改憲 4 項目の安倍明文改憲を阻止したことは、市民と野党の闘いの大きな成果です。

## 第 2 安倍政権の 7 年 8 か月—立憲主義を破壊し、国民の生活をどん底に追い込んだ

### 1 安保法制＝戦争法の強行

安倍政権は 2015 年 9 月 19 日に安保法制＝戦争法を強行成立させました。戦争法は、日本が攻撃されていないのに、他国への武力攻撃を武力で排除する集団的自衛権の行使を容認し、海外での武力行使に道をひらくものです。「集団的自衛権の行使は許されない」という長年の政府解釈をも百八十度覆して憲法 9 条を正面から破壊するものでした。戦争法の強行は、国会の多数でも憲法に反することはできないという立憲主義の原理を根本から破壊するものです。戦争法の廃止は、日本の政治に立憲主義を回復するための根本問題であり、「安倍政治の継承」を掲げる菅義偉内閣のもとでも変わりはありません。菅内閣は、敵基地攻撃能力の保有推進を安倍政権から引き継ぎ、戦争法体制の強化を狙っています。

戦争法の廃止と集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回へ向けて運動を強める必要があります。

### 2 秘密保護法と共謀罪の強行

#### (1) 秘密保護法

漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰することによって、「特定秘密」を守ろうとするものです。2013 年 12 月 6 日、第 185 回国会で成立し、同年 12 月 13 日に公布され、2014 年 12 月 10 日に施行されました。

#### ① プライバシー侵害

秘密保護法には、「特定秘密」を取り扱う人を調査し、管理する「適性評価制度」というものが規定されています。調査項目は、ローンなどの返済状況、精神疾患などでの通院歴…等々、プライバシーに関する事項を含め、多岐にわたります。秘密を取り扱う人というのは、国家公務員だけではありません。一部の地方公務員、政府と契約関係にある民間事業者で働く人も含まれます。その上、本人の家族や同居人にも調査が及ぶこととなり、広い範囲の人の個人情報収集・管理されることとなります。

#### ② 国民の知る権利の侵害—範囲が広く曖昧な「特定秘密」の範囲

「特定秘密」の対象になる情報は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」に関する情報です。国民の関心が高い、辺野古に関する情報や、自衛隊の海外派遣などの軍事・防衛問題は、「防衛」に含まれます。また、原子力発電所の安全性や、放射線被ばくの実態・健康への影響などの情報は、「テロリズムの防止」に含まれてしまう可能性があります。これらが、行政機関の都合で「特定秘密」に指定され、主権者である私たち国民の目から隠されてしまうかもしれません。

#### ③ マスコミの取材・報道の自由への阻害

「特定秘密」を取得し漏えいする行為だけでなく、それを知ろうとする行為も、「特定秘密の取得行為」として、処罰の対象になります。

#### ④ 国会・国会議員との関係

秘密保護法では、国会・国会議員への特定秘密の提供を厳しく制限し、国会議員も刑事罰の対象に含めるなど、国会議員の権限や国会の地位との関係でも非常に大きな問題があります。

### (2) 共謀罪

2017年6月15日に共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法が第193回通常国会で成立し、同年7月11日に施行されました。

共謀罪は、「計画」と「準備行為」といった法益侵害の危険のない行為を処罰するものです。「計画」の対象となる犯罪には、マンション建設反対の座込みに適用される余地のある組織的威力業務妨害罪なども含まれています。そのため、通常の市民団体や労働組合等が処罰の対象となるおそれが否定できません。また、「組織的犯罪集団」かどうかの調査という名目で、警察などによる日常的な情報収集が広く行われるおそれもあります。表現の自由、とりわけプライバシーの権利をおびやかします。

### 3 社会保障改悪と労働法制の改悪

安倍政権は、新自由主義の立場にたって、社会保障費削減と大企業への安価な労働力提供を一体的に実現しようとする「働き方改革」と「社会保障改革」を一体化した「全世代型社会保障」政策を強行してきました。その政策路線は、財界、支配層によるアメリカと一体となった新自由主義の推進であり、すべてを市場原理で資本の目先の利潤を追求し、国民に対し「自己責任」を押し付けるものです。具体的には生活保護基準の切り下げ、年金の切り下げを強行しました。また、公立・公的病院の統廃合計画、保健所の削減等、医療分野などを脆弱にしてきました。

### 4 国政「私物化」

安倍政権は、あらゆる「公」のものを私物化してきました。「森友・加計」疑惑での文部科学行政の私物化、桜を見る会疑惑では公的行事を私物化し、国民の血税を使って自らの後援会員に飲ませ食わせをしました。また、森友改ざん事件を起こしました。

## 5 黒川幹事長の違法な任期延長閣議決定と検察庁法改悪問題

桜を見る会疑惑による安倍首相本人の重大疑惑について、安倍首相の刑事訴追を免れようとして、黒川検事長の定年を違法に延長して検事総長にしようとし、検察庁法の改定も強行しようとしてきました。

## 6 アベノミクス

アベノミクスは物価上昇を大胆に実現し、実質所得の増加を図るという、いわゆる「リフレ派」による景気回復政策で、黒田日総裁は異次元の金融緩和策」によって2年間で消費者物価上昇2パーセントを達成させるはずでした。しかし、実際に起きたのは金融緩和政策による株価の急騰と円安傾向の定着であり、実質賃金は一向に上向きにならず、消費税増税で内需は一層冷え込み、GDPの低迷が続きました。

## 7 コロナ禍の無策

東京都を中心に感染が拡大していますが、安倍政権はこれを抑える実効ある取り組みを何一つ行わず、「GO TO トラベル」という感染を全国に広がる危険があることにしがみついています。「医療費亡国論」による医療と社会保障が極めて脆弱であることが明らかになりました。

# 第3 菅政権との今後のたたかい

## 1 警戒を要する内閣支持率

### (1) 安倍政権の辞任表明後の安倍支持率が急上昇

内閣支持率を調べた共同(1回目)、読売、毎日の調査では共同が支持率56.9%(前回調査の8月22、23日から20.9ポイント増)、読売52%(前回調査の8月7~9日から15ポイント増)、毎日50%(前回調査の8月22日から16ポイント増)と、いずれも不支持率(共同34.9%、読売38%、毎日42%)を上回っています。

安倍内閣の支持率		
	支持する	支持しない
毎日	50(34)	42(59)
読売	52(37)	38(54)
共同	56.9(36)	34.9(49.1)

### (2) 安倍政権7年8カ月に対する世論調査

共同(1回目)、朝日、読売。共同の調査では「評価する」が21.2%、「ある程度評価する」が50.1%で計71.3%。朝日では「大いに評価する」が17%、「ある程度評価する」が54%で計71%。読売は「大いに評価する」が19%、「多少は評価する」が55%で計74%でした。

第2次安倍内閣の7年8カ月について		
	「大いに評価」 「評価する」	「ある程度評価」 「多少は評価」
朝日	17	54
読売	19	55
共同	21.2	50.1

**(3) 内閣支持率が、歴代内閣の発足時に比べても異常に高い**

	支持	不支持
読売	74	14
日経	74	17
共同	66.4	16.2
朝日	65	13
毎日	64	27
NHK	62	13

**(4) 市民と野党の共同が決着をつける**

この世論調査の結果から自公政権が自壊するものではないことを学びました。今は菅首相と政権に国民の注目が集まっています。国民の関心は新型コロナや不景気に対する政権の対応にあります。市民と野党が菅内閣の実態を国民に明らかにすることで、世論調査では、新型コロナに対する政策の成果で支持率などが判断されると思われます。

**2 市民連合の「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書 いのちと人間の尊厳を守る「選択肢」の提示を 市民連合の要望書」**

市民連合と立憲野党は2019年5月29日に参議院選挙での「共通政策」13項目の合意をしました。

市民連合は2020年9月25日に「市民連合の要望書」を発表し、立憲民主党、日本共産党、社会民主党に政策実現に向けての要請を行いました。この「要望書」15項目は、2019年5月「共通政策」13項を内容的にさらにバージョンアップしたもので、全面的に支持ができます。

**はじめに**

- I 憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政府の確立**
  - 1. 立憲主義の再構築
  - 2. 民主主義の再生
  - 3. 透明性のある公正な政府の確立
- II 生命、生活を尊重する社会経済システムの構築**
  - 4. 利益追求・効率至上主義（新自由主義）の経済からの転換
  - 5. 自己責任社会から責任ある政府のもとで支えあう社会への転換

6. いのちを最優先する政策の実現
7. 週 40 時間働けば人間らしい生活ができる社会の実現
8. 子ども・教育予算の大胆な充実
- Ⅲ 地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造
9. ジェンダー平等に基づく誰もが尊重される社会の実現
10. 分散ネットワーク型の産業構造と多様な地域社会の創造
11. 原発のない社会と自然エネルギーによるグリーンリカバリー
12. 持続可能な農林水産業の支援
- Ⅳ 世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認する
13. 平和国家として国際協調体制を積極的に推進し、実効性ある国際秩序の構築をめざす。
14. 沖縄県民の尊厳の尊重
15. 東アジアの共生、平和、非核化

<https://shiminrengo.com/archives/3171>

### 3 市民と野党の共同のために全力を尽くそう

衆議院選挙は政権を選択する選挙です。衆議院の解散総選挙がいつ行われるかもしれない政治の激動期にはいりました。東京都知事選挙の成果と教訓に学び、総選挙での市民と野党の共同による政権交代を実現するために、全力を尽くしましょう。

## 年金引き下げ違憲訴訟判決学習会

東京法律事務所 東京弁護士事務局 本田 伊孝

### 1 裁判の概要

年金引き下げ違憲訴訟は、2013年から2015年にかけて合計2.5%の年金減額が行われたことに対し、この減額が憲法25条、29条、13条及び社会権規約に違反するとして全国各地で提起された訴訟です。

2015年に全国各地で訴訟が提起され、東京では、728名の原告が20



15年5月29日に東京地方裁判所に提訴しました。(民事第38部に係属)。全国では、都道府県ごとに、39の地方裁判所で、5000名を超える年金受給者が原告となって、訴訟を行っています。史上最大の社会保障をめぐる集団訴訟と言ってよいと思います。

全国の弁護団員の総人数は200名超、東京弁護士会は20名で、黒岩哲彦支部長が全国の共同代表を務めています。

東京地裁では、学習会の前日である9月23日に請求棄却の判決が言い渡されました。

## 2 裁判に至る経過

この裁判の対象となっている年金減額は、2012年の法改正により「特例水準」を解消することを口実に行われました。特例水準とは、2000年から2002年にかけて物価が下落した際、年金生活者の生活を重視するために年金額を据え置いた措置（物価スライド特例措置）によって生じた年金額の水準を指します。

そもそも、政府は、2004年の年金法の改正において、特例水準の解消は、物価上昇時に年金額を据え置く形で行う、すなわち、「年金額を減らして特例水準の解消をすることはしない」と明確に約束していました。にもかかわらず、この約束を反故にして、マクロ経済スライドを導入するために「特例水準」の解消が必要だとして、年金減額を強行したのです。

2012年の法改正は、衆参両院の厚生労働委員会の審議時間が合計でわずか331分という、極めて拙速なものでした。また、年金者組合等の利害関係者が参考人として意見陳述をする機会はなく、パブリックコメントの募集すらなされませんでした。法案提出にあたって、年金受給者の生活への影響、代替策の有無の検討など、真摯な検討が行われた形跡は皆無です。まさに、「問答無用」の切り下げでした。

その翌年の2014年4月から消費税が5%から8%に増税され、年金減額は、まさに高齢者の生活を直撃しました。その後、2016年4月から、物価が上昇しても年金支給額を抑制する「マクロ経済スライド」が実施され、年金が目減りしました。「これ以上、年金を減らされたら生きていけない！」というのが、原告ら年金生活者の悲痛な叫びなのです。

本件年金減額に対し、全国で126、642人の年金受給者が審査請求を行いました。この数字には、前代未聞の年金減額に対する怒りが示されています。しかし、これだけの審査請求は、「単なる不満を述べるものであり不適法」として、何らの審理もなされないまま、一片の通知で却下されました。これを不服とする再審査請求に対しても、同様でした。そこで、原告らは、やむにやまれず、全国で訴訟を提起することになったのです。

## 3 裁判の内容

### (1) 裁判の争点

原告らは、本件年金減額を定めた平成24年改正法が、憲法13条、25条、29条及び社会権規約9条、2条1項に違反し、無効であると主張しています。特に、年金減額の合憲性を判断する審査基準に関し、年金の引下げは現状制度の切下げすなわち社会保障の不利益変更であることから、厳格な審査基準で判断するべきであると主張しています。

これに対し、被告国は、最高裁昭和57年7月7日判決（堀木訴訟判決）を全面的に援用して、年金減額を内容とする平成24年改正法の違憲審査においても、広範な立法裁量を認めるべきだと主張しています。また、社会権規約について、被告国は、最高裁平成元年3月2日判決（塩見訴訟）を援用して、具体的権利を定めたものではないから、裁判の基準とはならないと主張しています。被告国は、憲法29条違反の点について、「世代間の公平」や「公的年金制度の持続可能性の維持」などの抽象的理由によって、必要性、合理性が認められるから、年金減額は、「公共の福祉」による制限として違憲ではないと

主張しています。

## (2) 審理の経過

東京地裁の裁判では、約5年間にわたって合計17回の期日を重ね、原告本人13名のほか、岩橋祐治証人（全労連副議長）と山家悠紀夫証人（経済学者／近著：「日本経済30年史 バブルからアベノミクスまで」（岩波新書））の尋問を行いました。岩橋証人の尋問を行ったのは、高齢者世代と若年世代（労働者）との公平や対立解消のための年金引下げという国の主張を否定するため、労働者の観点からの年金引下げの違憲性を強調するためです。

一方で、被告国は、証人申請を全くせず、原告らが採用を求めた香取照幸元年金局長など法改正に携わった証人採用に反対し、裁判所もこれらの証人申請を却下しました。



## 4 東京地裁判決と今後

こうした原告らの主張立証にもかかわらず、東京地裁は堀木訴訟の論理を用いて広汎な裁量論を採用し、年金の引下げは憲法に反するものではないと結論付けました。

原告らは、憲法25条に基づき、公的年金が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するに足りるものでなければならない、と主張してきました。

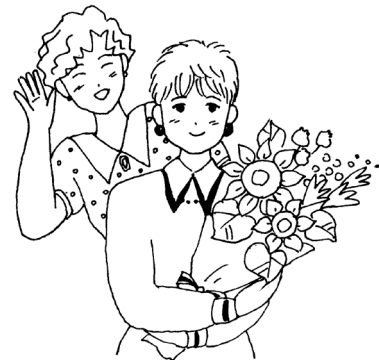
これに対し、東京地裁は、そもそも公的年金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものではないと公言しています。老後の生活は現役時代からの備えや家族の援助などの自助努力によるべきであり、どうしてもなくなったら生活保護を受ければよいと判断したのです。

これは、憲法25条の存在意義を否定し、国民に自己責任を押し付けるものにほかなりません。

この間のコロナ危機のもとで、困難に直面した国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する国の責任が強く求められ、憲法25条の意義にあらためて光が当てられています。

原告団と弁護団は、東京地裁判決後、報告集会を経て控訴の方針を決定しました。

自助を押し付ける政府、それに無批判な司法に対して、全国の自由法曹団員とともに全力を尽くします。





# 晴海選手村土地投げ売り住民訴訟

渋谷共同法律事務所 淵脇 みどり

## 1 はじめに

2016（平成28）年12月、東京都は晴海選手村用地（13.4ha）を相場の1割弱（1平方メートルあたり96,700円）の129億6000万円で特定建築者（三井不動産レジデンシャル代表の11社の共同企業体）に売却した。この問題を巡り、2017（平成29）年5月、住民監査請求を起し、同年8月には都民33名が住民訴訟を提訴し、東京地方裁判所で審理中である。

## 2 金額の不当性

(1) 本件の住民訴訟で、重要なのは、東京都民の重要な資産である本件敷地の価格が、周辺の時価の10分の以下の廉価で不当に売却されたという点である。これに対し、被告東京都が、この価格の正当性の根拠とする資料は唯一、日本不動産研究所作成の「調査報告書」（以下本件調査報告書という。）だけである。

(2) 正式な不動産鑑定価格は1611億1800万円

原告の1人である榎本行夫不動産鑑定士の不動産鑑定書によると、本件土地の正式な鑑定価格は1611億1800万円である。

(3) オリンピック要因を反映させた価格

原告は、被告が主張する、オリンピック要因を反映させる算定もした。その上で、この契約は「不動産取得時には、不動産価格の10%しか支払わない約定である」ので、「土地の価格全額を先行して支払う（資本を投下するもの）」として計算する開発法の手法を用いていることは、完全に誤りであると指摘し、その点を加味した金額を、1653億2100万円であると主張した。

## 3 不当価格による売却を可能にしたからくり。

(1) この問題の本質はまさに、特定建築者11社の巨大共同企業体と東京都の癒着である。

特定建築者、は以下の11社からなる巨大共同企業体である。

三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産、三菱地所レジデンス

(2) 再開発制度の濫用

本件敷地は、単一地権者である東京都が、個人施行としての再開発事業施行者となり、東京都知事に認可権者として認可して1人3役をこなすという異常な事業形態がとられている。その目的は、都市再開発法108条2項の、「施行者が地方公共団体の時の管理処分に対する地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は適用しない。」という規定を悪用して、東京都価格審議会条例や、地方自治法に定める審議手続きを、一切とらないまま、都民に全く秘密裏に廉価売却を実行するためである。原告らは、地方自治体である東京都が非都市計画として個人施行の再開発事業を行うことについては違法であるとの学者意見書も提出した。

この点は、住民監査請求に対する監査委員の報告書でも、「本件土地を巡る一連の手続きが、中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないとの懸念を生む状況が生じた。」と指摘している。

4 東京都のかかる脱法目的を裏付ける証拠がある。

(1) 東京都からの業務委託をうけ、選手村開発の手法を東京都に報告したのが、2013（平成25）年9月にパンフィックコンサルタンツ（株）が作成した「選手村開発方針検討支援業務報告書」である。

この文書は、選手村開発の事業手法について、直接の土地譲渡方式によると、「都の財産価格審議会に基づく価格設定をする必要がある」ことを回避する手法として（都による個人施行）としての第一種市街地再開発事業を提案している。さらに、東京都の内部資料では、地方自治体施行によると都市計画事業としなければならないが、そのためには「住戸数等を定める必要があるため、特定建築者の住戸数を制約」することになることを理由に個人施行を選択したことが明記されている。

(2) 東京都は、官製談合については証拠がないとして否定している。

原告が、その証拠として、東京都と事業協力者のこの事前協議の記録を情報開示請求したところ、東京都は、「既に廃棄しており開示できない。」と回答した。任意に事業協力者に議事録の提出を求めたが、全社が一斉に拒否した。強い秘密協定が結ばれており、原告は裁判所に調査囑託を求めている。公文書の破棄を理由にする不当な非開示の態度は、国を含めた昨今の行政全般に蔓延しており、民主主義の根幹を揺るがす事態である。

5 原告は、不動産鑑定士、意見書を作成した行政法、都市計画の専門家（学者）とともに、被告小池百合子都知事、舛添要一前都知事の尋問を申請している。今回は12月8日午後3時、東京地方裁判所103号法廷である。

## 2020年「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」の報告

宮川法律事務所 宮川 泰彦

（集会の自由を脅かし、行政の公正に反する都の誓約書提出要求を撤回させ、集会の自由を守った。弁護士集団の声明が大きな力となった）

関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典は1974年以来毎年、都立横網町公園内に設置された「朝鮮人犠牲者追悼の碑」前で平穏に執り行われ、歴代の都知事は追悼の辞を送付してきた。ところが2017年からは同時刻・同公園内で右翼団体「そよかぜ」による「6000名の朝鮮人が虐殺されたなどというのは嘘」「追悼の碑撤去」「日本人の濡れ衣を晴らそう」などと大音響で訴える集会がもたれ、それに合わせたかのように同年からは小池都知事は追悼の辞送付を拒否している。

そのような流れの中、東京支部ニュース9月号で報告したとおり、都は2020年の追悼式典集会の公園占用許可にあたって、これまで全く問題にされなかったあれこれの占用許可条件を付し、「占用許可の条件が遵守できない場合、公園管理者の指示に従い、指示に従わないことにより次年度以降、許可されない場合があることに異存ありません」との誓約書の提出を求めてきた。しかし、誓約書提出要求撤回を求める市民や学者・宗教者等の世論の高まり、そして弁護士団体の誓約書撤回を求める声明等によって都は誓約書提出要求を撤回し、集会の自由は守られた。自由法曹団東京支部、東京弁護士会会長声明は都の括弧付き「行政の公正・中立」に対する深刻な問題を指摘している。あらためて自由法曹団と弁護士会の良心に心強さを感じる。

(2020年 「9. 1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」の概要)

新型コロナの集団感染を完全に防ぐ観点から一般参加者なしで、ネット中継で行われた。今年も追悼メッセージが寄せられた。オリバーストーン(映画監督)とピーターカズニック(アメリカン大学教授)連名のメッセージ等、4通のメッセージが寄せられた。過去の悲惨な出来事を忘れてはならない、知らない人も、事実に向き合うことが今求められている旨などが述べられていた。

今年の式典に関するマスコミの関心は高く、例年を越える取材がなされた。一般紙、テレビ関係、韓国紙、個人ジャーナリスト、ミニマスコミ誌など。追悼式典参加は叶わなかったが、ハッシュタグ「私も追悼します」が9月1日で3人万弱に達し、この日のトレンド7位に入ったとのこと。マスコミ、市民の間で当式典への関心が高まっている。

(何故関心が高まっているのか。歴史修正・排外主義を許してよいのか)

昨年9月1日の「そよ風」集会でなされた「虐殺はなかった。不逞鮮人が犯罪をはたらいたのだ」等いくつかの発言が都によってヘイトと認定されている。そのヘイトは「叩き出せ」「殺せ」などといった直接的発言ではなく(虐殺否定・史実の作り変え)といった歴史修正の発言でもある。そして、追悼の辞を4年連続して不送付とした小池百合子都知事の姿勢は、右翼やレイシストの動きに都が上から呼応し歴史修正の流れをつくってはいないかと危惧する声も聞こえてくる。このような危惧を持たざるを得ない中で、関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典にマスコミ関係者なども関心を寄せ取材が多くなされた。

過去の悲惨な歴史から学ぼうとしない・敢えて知らないふりをする・日本人にとって恥ずかしい過去の歴史事実はなかったことにしたい等の流れが生まれている。

関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典は、過去の悲惨な事実を確認し、2度と似たような歴史をくり返してはならないことを誓い合う場である。

今、恥ずかしい歴史的事実をなかったことにする動き、外国人を治安対象者としてみる流れが横行している。

関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典運動の発展は、排外・民族差別とも結びついた歴史修正を許さない運動でもある。支部団員の皆様の理解と支援をお願いしたい。



# 新人紹介

北千住法律事務所 金子 美晴

## 1. 自由法曹団について

大学と大学院で中国近現代史を専攻していたことがきっかけで、修士課程修了後、いろいろ偶然が重なり、当時すでに始まっていた、中国人の戦後補償裁判を支援する市民団体の専従になりました。現在、すべての訴訟が最高裁で確定し、裁判支援を中心とする支援活動が下火になり、ご存知の方も少なくなってきているかもしれませんが、ここで訴訟を起こしていた方々を紹介します。日本各地の事業所に強制連行され強制労働に従事させられていた方々（劉連仁、北海道、山形、群馬、東京、京都、福岡、宮崎）、1932年に現在の遼寧省撫順近辺の平頂山村で日本軍による住民大虐殺があり（平頂山事件）、その生存者の方々、戦時中に中国国内のいわゆる慰安所で性暴力の被害に遭われた方々（山西省、海南島）、終戦時旧日本軍が中国国内に毒ガスを遺棄した事で、戦後、中国国内で偶然に毒ガスを掘り起こし被害に遭った方々（毒ガス一次、二次、チチハル、敦化）、南京大虐殺の生存者として、別人・偽物扱いの書籍に対する各名誉毀損裁判をした、李秀英さん・夏淑琴さん、また本多勝一さんの「百人斬り」裁判、などです。事件ごとに弁護団があり、それが



まとまって、中国人戦後補償弁護団があり、その大きな弁護団とセットになって、全ての訴訟について、裁判のお知らせをしたり、期日・判決報告集会をしたり、各地で要請行動をしたり、会報を作ったり、会費・カンパ集めをせっせとしたりしてきました。事務所には、訴訟関係資料や、各種歴史関係の資料がある程度まとまってあったので、興味を持った学生や市民の方々が気軽にアクセスできる場所でもありました。

自由法曹団に入団したのは、入所した事務所の弁護士が基本入っているからという気軽な理由でしたが、蓋を開けて見たら上記戦後補償弁護団の多くの方が自由法曹団で活躍されてらっしゃるという、驚きと喜びを感じた入団でありました。

## 2. 弁護士を目指したきっかけ

上記支援の仕事につくまでは、弁護士に会ったことも、裁判所に行ったこともありませんでした。また仕事を始めてからも、他の分野の弁護士に会う機会はありませんでしたし、この弁護団の方々の、弁護団活動以外の、いわゆる一般事件の業務を目にする機会もありませんでした。そういう意味では、上記弁護団弁護士の、弁護団活動をしている姿だけが、幸運にも(?) 私にとっての「弁護士像」であったのです。必ずしも金銭的利益に直結するとは限らないものでも、この人のためにやらねばならない、そして社会のためにもやらねばならない、そういう事件というものがあると思います。仕事で、こんなやりがいのあることに取り組めるなんて、弁護士って、もしかして良い仕事かも? そう考える事ができて、司法試験の勉強を始める事ができたのは、この中国人戦後補償弁護団のおかげだと思っています。

### 3. 弁護士になって

そして、弁護士登録をして早半年。事務所の皆様に助けを頂きつつ、日々精進しています。弁護団活動は、戦後補償弁護団にも加わらせてもらいつつ、結婚の自由を全ての人に（同性婚）訴訟の弁護団に加入しています。その理由の一つには、自分自身が女性とされることによる差別に違和感を持ち続けてきたという事があります。そこから端を発して、ジェンダーは社会により形作られるものであり、そうであるからこそ、その既定枠におさまらないとされる人がこぼれ落ちてしまうことは、本末転倒だと思います。「枠」におさまらない人がいるなら、「枠」の方を変えるべきではないでしょうか。

これからも、声をあげる事が難しい人の、その声を取り上げるような活動をしていきたいと思っています。

## 10月30日（金）ソフトボール大会開催♪ @夢の島野球場

事務局長 中川 勝之

コロナが私たちの諸活動に多大な影響を及ぼしている中、ソフトボール大会の季節を迎え、今般、過去に出場しているチーム等に開催の可否、参加の希望等のアンケートを取りました。

その結果、開催を前提として参加を希望したチームないし事務所が6つあり（人数そろわないところもあり）、中止・不参加のチームないし事務所が4つとなり、他のご意見等も踏まえ、9月24日に幹事会で議論して、下記概要で可能な範囲で実施することとしました。

#### 記

- ・第30回大会とはせず、オープン大会とする。雨天中止、順延なし。
- ・チーム数は4チーム（但し、呼びかけで参加者数が増えた場合には5チームとなることも検討）で3回対戦する。
- ・人数そろわないチームを中心に他事務所からの参加者を受け入れてもらうようにする。
- ・大会全体としての懇親会は行わない。昼食は従前どおり各自用意。
- ・野球ないしソフトボールの新型コロナウイルス感染防止策を講じる。

については、追って今回連絡した参加予定のチームないし事務所にご案内を差し上げますが、個人の団員・所員の方の参加申し込みも受け付けますので、宜しくお願い申し上げます。

野球場の正式申込を10月7日（水）にしますので、5日（月）が経過するまでに申し込みをお願いします。

・・・・・・・・ソフトボール大会個人参加申込書・・・・・・・・

氏名： \_\_\_\_\_ 事務所名： \_\_\_\_\_  
電話： ( \_\_\_\_\_ ) F A X： ( \_\_\_\_\_ )  
希望等： \_\_\_\_\_

F A X送信先03-5227-8257 / メールで同内容送信も可

# 9月幹事会議事録

冒頭に、東京都教職員組合から、木下雅英執行委員長 尾賀弘美書記長の挨拶  
⇒東京都の少人数学級（30人以下）実現へ向けての署名と運動への協力依頼

## 【議題】

### 1 8.21 サマーセミナー

参加人数 山本太郎先生の講義 64人  
山添拓団員の国会報告 48人  
黒澤有紀子団員の若手企画 45人（全てZOOM+リアル的人数）  
⇒例年より参加がかなり増加した。ZOOM併用のメリット。次回以降も同じ形での開催を検討。

### 2 安倍辞任と菅政権

（以下、参加者の感想等も含む）

#### (1) 安倍政権の総括

安倍改憲を止めたのは最大の成果と評価してよい。  
安倍を辞任に追い込んだとも評価できる。  
コロナで対応できなかったこと、桜や検察定年問題、さらに議員の逮捕あり、もう理由つけて退陣するしかなかったといえる。

#### (2) 菅政権と今後の情勢

菅政権の現在の支持率が意味不明。期待の数字か？メディアが持ち上げている？  
安倍前首相の足りないところを菅首相が補ってくれるなどと思っている？

#### (3) 衆院解散と団の取り組み

##### ① 野党共闘の現状

13区は統一候補の可能性ない。

##### ② 選挙弾圧対策

##### ③ その他選挙関連

解散総選挙が10月の可能性は少なくなった。年内か？  
れいわの動向にも注視すべき。

### 3 修習生企画（平井団員からの提案参照）

WEB刑事弁護セミナーに18名の修習生が集まった。  
コロナで修習生などとのつながりが薄くなっている。  
コロナで実務修習がほとんどできていない。  
WEBでのセミナーを東京支部でもやってみたらどうか？新人弁護士も対象。  
団支部の新人歓迎会、今年は1月にやる予定。  
実際に実務に役立つセミナーも検討。コロナで実務修習をがけないなら、運動的なもの

より実務的なことを内容の方が集まるかもしれない。

今年の司法試験は、1月合格発表で4月研修所入所予定（74期）  
団本部の修習生委員会のような担当が支部にも必要⇒高橋次長

#### 4 教育

東京の教科書採択

東京都の公立では育鵬社はなくなった。

都教組の署名に協力する。支部ニュースに入れる

#### 5 憲法

憲法9条の会東京ネットワークシンポジウム

#### 6 労働

#### 7 ソフトボール大会

開催についてのアンケートをとった。

不参加回答のチームもある反面、参加希望のチームもある。

4チーム程度を作って、2～3試合する？総当たりにする？

コロナ対策をおこなう

⇒開催に決定

10月5日までに、再度、参加希望を聞いた上で、人数次第でグラウンドの確保する数とチーム数を決める。

#### 8 支部ニュース 10月号

締め切り9月28日

権利討論集会の件は次号（高橋次長）

安倍政権の7年間をどう見るか（黒岩支部長）

本田団員の学習会の内容（高橋次長）

朝鮮人犠牲者追悼式典

オリンピック宿舍払い下げ問題

**新人紹介 金子美晴**

#### 9 年末に向けてのスケジュール

##### ・幹事会

11月24日（火曜）の会場⇒五反田法律事務所に打診

10月22日（木曜）の学習会⇒生業訴訟についての講師を打診

##### ・支部総会

2月26日27日（現在では2日間予定）

熱海の宿を確保済 個別の部屋の方がいいのでシングルの部屋を多く確保する。

ZOOM併用

講師 衆院選がいつ開催されるかにもよる。  
 支部MLで講師やテーマを募る。  
 萩原伸次郎氏（横浜国立大学）  
 米中問題(香港も含む)・中国内の人権問題と日本の役割  
 講師は10月くらいを目途に決める。

議案書 12月下旬には第1稿ができるように  
 「はじめに」と全体の構成作成（金幹事長）  
 各パート（8つ程度）を分けて担当者を決める（各自2つくらい）。  
 構成と担当を11月に決める。  
 特別報告集の執筆依頼は11月中にする（10月に検討）。  
 選挙管理委員の人選  
 会計監査 萩尾団員に依頼予定

- ・事務局次長の増員の件⇒2～3人に声かける。
- ・都議会議団との意見交換会にも参加を検討
- ・東商連 民商とのつながり強化・相談体制の強化・意見交換の機会を設ける。

全国弁護士グループの先生と職員のごさまをお守りします！

**全国弁護士グループ「弁護士休業サポートプラン」**  
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

**主な特長（2つの制度共通）**

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

**【①】所得補償保険**

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自営事業も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償率等が既知定含む**による就業不能も補償します。

**<月給保険料表>**

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、補償率等既知定セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

**【②】団体長期障害所得補償保険 (GLTD)**

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自営事業も対象
- 所定の補償率等が既知定含む**就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないうよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

**<月給保険料表>** 団体割引25%、保険期間1年、補償率等既知定セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満年齢				
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

**<取組代店>**  
**株式会社 宏栄**

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 南本ビル3F  
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

**<引受保険会社>**

**損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員共済 第一課**  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-6401 FAX: 03-6388-0160  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(2016年10月6日現在、平成30年11月6日)